

日医発第154号（地Ⅲ37）

平成21年5月15日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐澤 祥人

### 慢性腎臓病（CKD）特別対策事業について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、今般、慢性腎臓病（CKD）特別対策事業実施要綱が策定され、厚生労働省健康局長より各都道府県知事宛通知がなされ、本会に対しましても周知方依頼がありました。

同事業は、平成21年度から実施されるものであり、CKDに関する正しい知識の普及、かかりつけ医等を対象とした研修会の実施等、地域におけるCKD対策を推進するため、医師会、腎臓病に関する専門医、関係市区町村や保健所等の関係者によって構成される連絡協議会を設置し、事業を行うこととしております。

なお、実施主体は都道府県とされておりますが、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営できると認められる団体に委託することができることにご留意いただきたいと思います。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会に対する周知方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

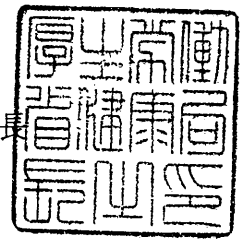


健発第0428001号

平成21年 4月28日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局長



### 慢性腎臓病（CKD）特別対策事業について

腎疾患対策の推進につきましては、日頃より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

標記事業につきましては、平成21年4月28日付け健発第0428001号本職通知「慢性腎臓病（CKD）特別対策事業について」（別添）をもって、平成21年度から都道府県において実施することとしております。

事業の実施につきましては、格別のご配慮を頂きますようお願いいたします。

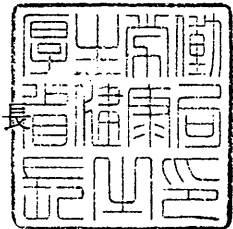


健発第0428001号

平成21年 4月28日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



慢性腎臓病（CKD）特別対策事業について

標記については、別紙のとおり「慢性腎臓病（CKD）特別対策事業実施要綱」を策定したので通知する。

## 慢性腎臓病（CKD）特別対策事業実施要綱

### 1 目的

慢性腎臓病（CKD）は、生命や生活の質に重大な影響を与えうる重篤な疾患であるが、腎機能異常が軽度であれば、適切な治療を行うことにより進行を予防することが可能である。

しかし、CKDに対する社会的な認知度は低く、腎機能異常に気づいていない潜在的なCKD患者が多数存在すると推測され、医療現場においても見過ごされがちである。

また、すべてのCKD患者に腎臓専門医が対応することは困難であり、患者の多くが受診するかかりつけ医の資質向上やコメディカル等の人材育成が必要である。

そこで、地域における講演会等の開催や医療関係者を対象とした研修等を実施することにより、広くCKDに関する正しい知識の普及、CKD対策に必要な人材の育成等を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営できると認められる団体に委託することができるものとする。

### 3 実施事業

都道府県は、CKDに関する正しい知識の普及、かかりつけ医等を対象とした研修会の実施等、地域におけるCKD対策を推進するため、医師会、腎臓病に関する専門医、関係市区町村や保健所等の関係者によって構成される連絡協議会を設置するものとする。ただし、既に地域において同様の組織がある場合は、これを活用して差し支えない。

連絡協議会は、都道府県の実情を勘案しつつ、以下の事業を行うものとする。

- ① 患者等一般向けの講演会等の開催
- ② 病院や診療所等の医療関係者を対象とした研修の実施
- ③ CKD診療に関わる医療機関情報の収集と提供
- ④ 事業実施の評価

#### 4 事業実施上の留意事項

- (1) 都道府県は、地域の実情や患者等の意向等を踏まえ、医師会等の関係団体、関係学会、関係行政機関等と連携を図りつつ、患者等の利便性を十分配慮した事業の実施に努めること。
- (2) 事業の実施上知り得た事実、特に個人が特定される情報（個人情報）については、特に慎重に取り扱うとともに、その保護に十分配慮するよう、関係者に対して指導すること。
- (3) 地域住民及び医療関係者に対し、広報誌等を通じて事業の周知を図るものとする。

#### 5 成果の報告

都道府県は、別に定めるところにより、厚生労働大臣に対し、各事業の実施成果を報告するものとする。

#### 6 国の補助

国は、都道府県がこの実施要綱に基づいて実施する事業のために支出した経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。